

# 被災者支援のお知らせ



復旧復興や被災者支援に関する情報をお知らせします。  
支援制度についてなどお気軽にご相談ください。

## 生活支援 介護保険料減免の 申請期限について

豪雨災害により、住宅、家財または他の財産に著しく損害を受けた65歳以上の方が対象になります。

申請がお済みでない人は早めの申請をお願いします。

**対象者** 床上浸水の住居被害または著しい収入減がある人で、世帯の主たる生計維持者の令和2年度中の年収が1,000万円以下の人

**申請期限** 3月31日(木)

詳しくは▶

福祉課 包括支援センター

☎ 82-3187

## 住宅支援 大雨被災者暮らし再建 補助金の申請期限が3月31日 まで延長になりました

水害により、一部損壊(床上)以上の被害を受け、当該住宅に住み続けるために、被災した住宅の修理を行う人を対象に、補助金を交付する制度です。

**対象者** ①準半壊以上の住家の被害を受けた人  
②準半壊にいたらない一部損壊(床上)の被害を受けた人

**交付額** ①工事費の4分の3以内※上限50万円  
②工事費の4分の3以内※上限10万円

**申請期限** 3月31日(木)

詳しくは▶

農林建設課 管財係

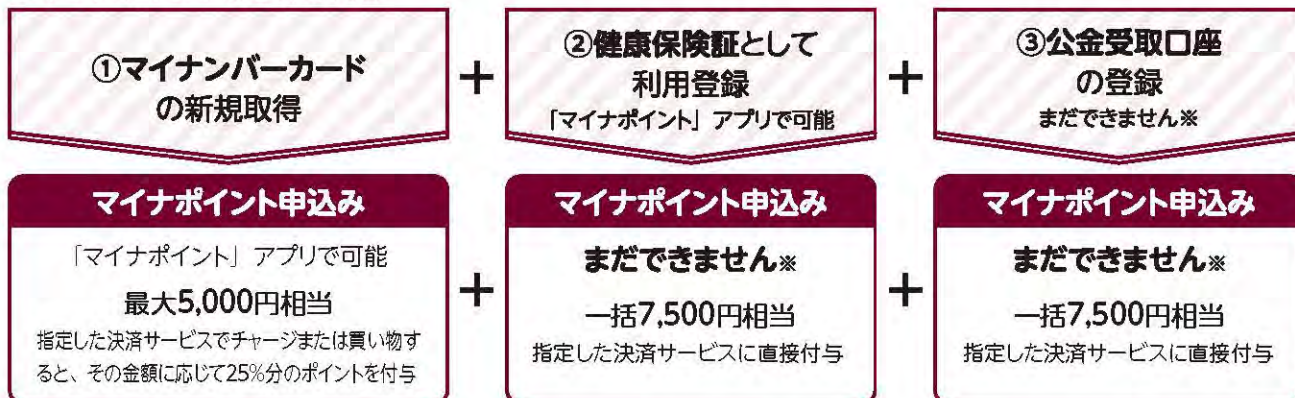
☎ 82-3151

## お知らせ マイナポイント第2弾について

「マイナポイント」とは、キャッシュレス決済サービスを使ってチャージや買い物をすると、利用金額の25%分(1人あたり最大5,000円分)がもらえるポイントのことです。

第2弾では、その他に健康保険証の利用登録(7,500円相当)と公金受取口座の登録(7,500円相当)で最大20,000円相当のマイナポイントが付与されます。

### ●マイナポイント第2弾の内容



※詳細が決まり次第、お知らせします。

### ●マイナンバーカード窓口申請補助サービスについて

町では、マイナンバーカードやマイナポイントの申請が簡単にできるように、写真撮影やインターネット申請など手続きのサポートを行っています。

申請者本人の本人確認書類を持参のうえ、町民課窓口にお越しください。

**申請補助受付時間** 9:00~17:00 ※土・日・祝日を除く

(ただし、第2・4日曜日は9:00~12:00まで受け付けます)

※申請完了までに20分程度かかります。



詳しくは▶

町民課 総合窓口係 ☎ 82-3113